

港湾関連データ連携基盤（港湾物流）構築状況等 （推進WG（港湾物流）の状況報告）

港湾関連データ連携基盤(港湾物流)の構築状況

○ 港湾関連データ連携基盤(2021年4月稼働予定)の構築状況は以下のとおり。

- ① 詳細設計／製造工程作業は完了しており、現在、構築事業者にてセキュリティテスト等を実施している段階(2020年11月末時点)。
- ② 並行して、API・GUI連携テストに協力いただける事業者(以下、「協力事業者」と、システム改修の仕様調整等を個別に進めているところ。

		2020年					2021年		
		8	9	10	11	12	1	2	3
作業工程		詳細設計・開発	構築事業者によるテスト実施				協力事業者によるAPI・GUI連携テスト		
API連携テスト	協力事業者	仕様調整・開発作業(システム改修)・疎通テスト					API連携テスト		
	国土省構築事業者	テスト仕様作成・テスト準備							
GUI連携テスト	協力事業者	仕様調整・疎通テスト					GUI連携テスト		
	国土省構築事業者					テスト仕様作成・テスト準備			

○ 港湾関連データ連携基盤の情報セキュリティは、主に以下の3点により確保している。

1. クラウド上の情報セキュリティ
2. アプリケーション上の情報セキュリティ
3. 構築におけるテスト工程での外部監査の導入

1. クラウド上の情報セキュリティ

- 港湾関連データ連携基盤は、クラウドセキュリティ推進協議会によるCSゴールドマークの認証を受けているクラウドである“Microsoft Azure”のPaaS (Platform as a Service)上に構築する。
- Microsoft Azureサービスを利用した安全性の高いID管理・アクセス管理を実施し、機密性を確保。
- 高い可用性(システムが停止することなく稼働し続ける能力)を持つデータベースを使用し、データ保存時の暗号化も実施する。

2. アプリケーション上の情報セキュリティ

- ユーザーの2段階認証を行うことにより、ユーザーのなりすましや情報漏洩を防止する。
- 事業種別に基づいた帳票APIの権限制御を行うことにより、機密性を確保する。
- 情報更新された情報は、実行者を含めて更新内容を全て保持する仕組みとすることで、意図しない改竄を抑止。

3. 構築におけるテスト工程での外部監査の導入

- 構築におけるテスト工程にて、構築事業者の内部監査を実施。また外部事業者による情報セキュリティ監査を行う。この情報セキュリティ監査にて、システムの脆弱性等のテストを実施する。

港湾関連データ連携基盤の操作イメージ

○ 港湾関連データ連携基盤の取引作成・帳票連携の業務フローを以下に示す。

取引: 港湾関連データ連携基盤利用者が、連携基盤を用いて行う書類(帳票)のやりとり
帳票: 連携基盤で取り扱う書類(取り扱う帳票一覧は次頁参照)

0) 利用申請 (P6参照)

港湾関連データ連携基盤の利用申請を行い、事業者を登録する。

1) 取引関係先リストの設定

各企業の取引関係先(事業者)を事前登録する(任意)。

2) 取引作成

貨物の輸送に関する「取引」について、輸出／輸入、業務パターンなどを入力し、取引のデータを作成。

3) 取引関係先追加

当該取引の関係先(事業者)を適宜追加。

4) 帳票作成・編集／通知

当該取引における帳票を作成・編集するとともに、取引関係先に通知。

5) 通知確認

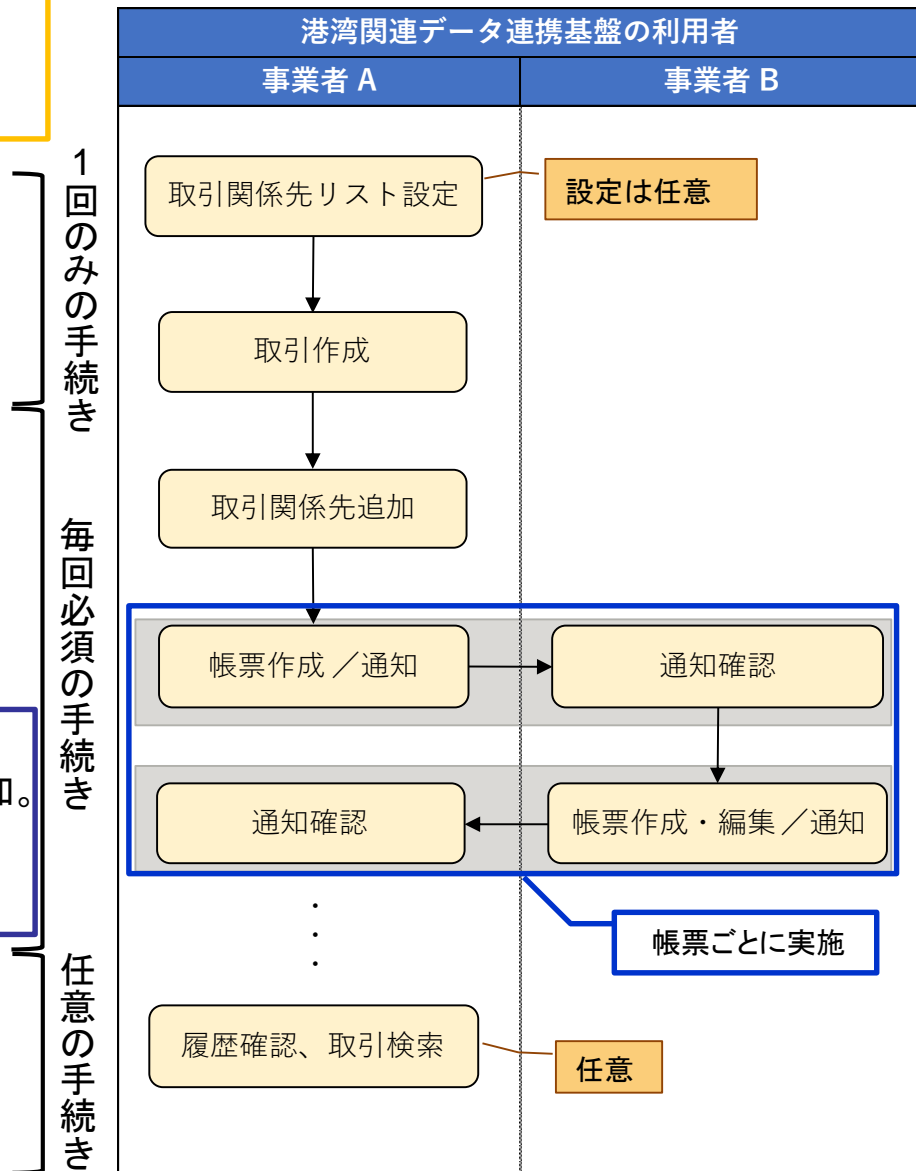
通知を受け取り、作成・編集された内容を確認する。

6) 履歴確認

帳票の編集履歴を確認することが可能(任意)。

7) 取引の検索

過去の取引の情報を検索することが可能(任意)。



【参考】港湾関連データ連携基盤で取り扱う帳票一覧

輸出

帳票コード	帳票名称
UL010	ブッキング依頼書
UL020	危険物ブッキング依頼書
UL030	危険物明細書
UL040	船積依頼書(S/I)
UL050	船腹予約確認書
UL060	空コンテナピックアップオーダー
UL070	運送依頼書
UL080	機器受領書(EIR)
UL090	コンテナ貨物搬入票
UL100	商業送り状(I/V)
UL110	仮送り状
UL120	パッキングリスト(P/L)
UL130	ドックレシート(D/R)
UL140	コンテナ内積付書(CLP)
UL150	船荷証券(B/L)
UL160	海上運送状(ウェイビル)
UL170	複合運送証券
UL180	コンテナリスト
UL190	バンニング作業依頼書
UL200	積荷目録
UL210	フレート情報
UL220	振込・振替明細帳票
UL230	振込完了通知書
UL240	B/L番号通知書
UL250	外航ブッキングリスト
UL260	内航ブッキングリスト
UL360	納品書
UL440	コンテナ確定重量報告書

輸入

帳票コード	帳票名称
UL070	運送依頼書
UL080	機器受領書(EIR)
UL100	商業送り状(I/V)
UL110	仮送り状
UL120	パッキングリスト(P/L)
UL150	船荷証券(B/L)
UL160	海上運送状(ウェイビル)
UL170	複合運送証券
UL180	コンテナリスト
UL200	積荷目録
UL250	外航ブッキングリスト
UL260	内航ブッキングリスト
UL270	輸入指図書
UL280	輸入貨物荷捌依頼書
UL290	到着通知(A/N)
UL300	荷渡指図書
UL310	荷渡指図書レス申込書
UL320	コンテナ貨物搬出票
UL330	CFS搬出票
UL340	貨物輸送送り状
UL350	コンテナ貨物受領書
UL360	納品書

API連携テスト・GUI連携テストについて

○ API連携テスト・GUI連携テストは、2021年4月からのシステム稼働に向け、事業者の方々にもご協力頂き、構築完了後の港湾関連データ連携基盤で、システム間・帳票間のデータ連携が問題なくできるかどうかを確認することを目的として実施するものである。

①協力事業者(予定・11月末時点)

API連携テスト及びGUI連携テストを、併せて約15者に協力頂く予定。

②スケジュール(下図参照)

協力事業者とのテスト期間は、各事業者の事情も踏まえ、適宜調整しつつ進める。

協力事業者との調整をできるだけ速やかに行い、両テストとも、2021年1月から3月までの間に実施予定。

		2020年					2021年		
		8	9	10	11	12	1	2	3
作業工程		詳細設計・開発	構築事業者によるテスト実施				協力事業者によるAPI・GUI連携テスト		
API連携テスト	協力事業者	仕様調整・開発作業(システム改修)・疎通テスト					API連携テスト		
	国交省構築事業者	テスト仕様作成・テスト準備							
GUI連携テスト	協力事業者	仕様調整・疎通テスト					GUI連携テスト		
	国交省構築事業者					テスト仕様作成・テスト準備			

③なお、港湾関連データ連携基盤に関する公開APIは、仕様を確定し国交省のウェブサイトにおいて公表済み。

- 業界団体経由ではなく、各事業者が個別にウェブサイト上の申請フォームから利用申請を行う方法とする。
- 利用申請項目として、会社情報等に加え、事業免許・届出の写しを運営主体(当面は国土交通省港湾局)に提出する(事業免許・届出がある場合のみ)。同時に、申請者は利用規約に同意するものとする。
- 運営主体は、申請情報に基づき、事業種別ごとの権限を付与する。

申請者

(1) 事業免許・届出がある業種の場合

- 会社情報、ユーザー情報(管理ユーザー)を登録
- 事業免許・届出の写しを提出
※事業免許の写しを提出してもらうことをもって、申請された事業種別の権限があるものとみなす

(2) 事業免許・届出を必要としない業種の場合

- 会社情報、ユーザー情報(管理ユーザー)を登録

※複数の事業免許・届出をもっている事業者については、登録する事業種別ごとに申請を行う。

※利用申請時に利用規約に同意する。
利用規約についてはP7、8を参照

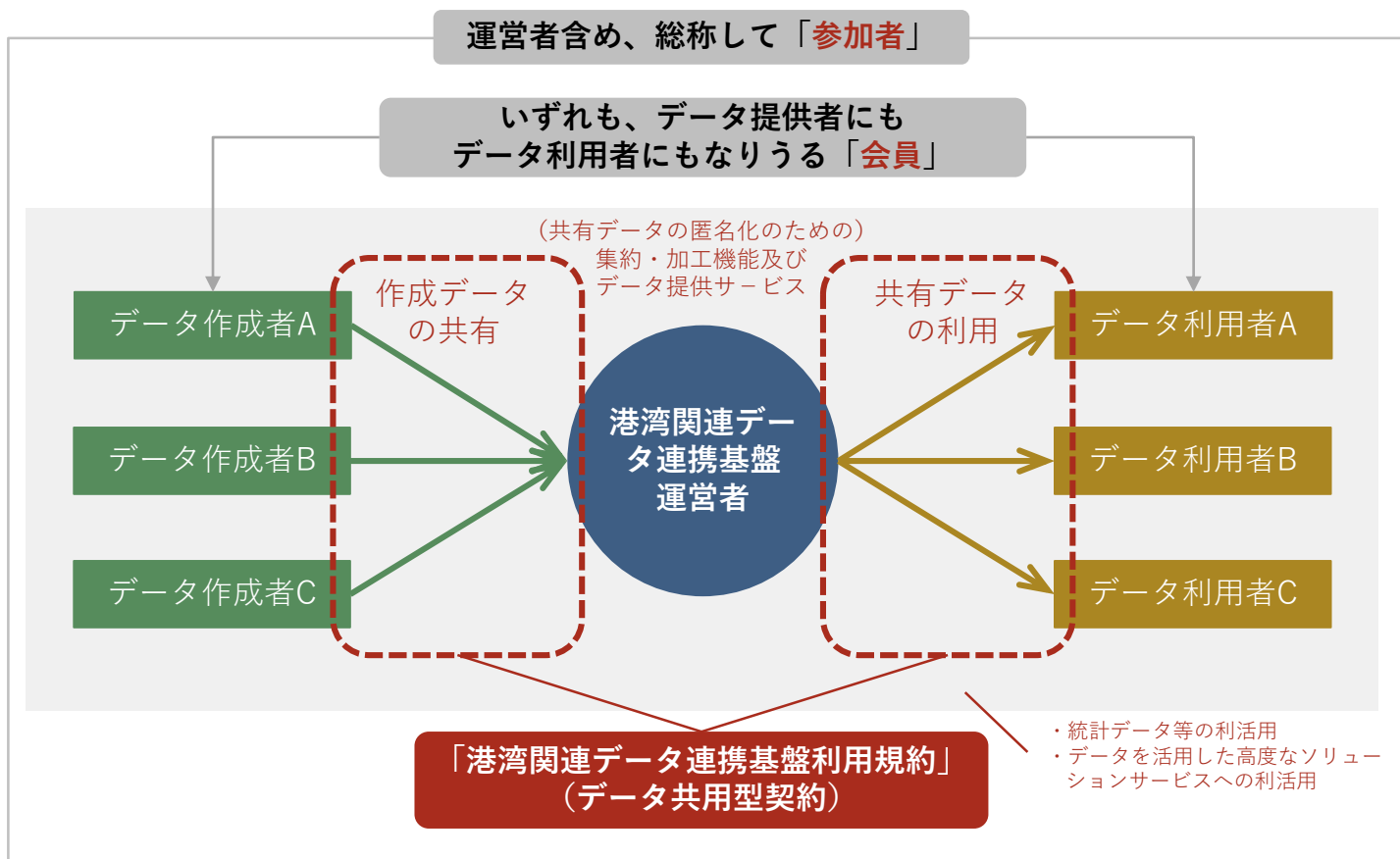
運営主体

利用申請内容の確認、コンプライアンスチェック(反社会的勢力の除外)を行ったうえで、申請内容に基づき、事業種別ごとの権限を付与

連携基盤上の「事業種別」	事業免許等
外航船社	船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者
船舶代理店	海運代理店業者
内航船社	内航海運業
NVOCC/フォワーダ	貨物利用運送事業者
陸運業者	貨物自動車運送事業者
ターミナルオペレータ	港湾運送事業者
海貨業者	
通関業者	通関業者
倉庫業者	倉庫業者
荷主	—
届出荷送人	届出荷送人
登録確定事業者	登録確定事業者

運用に向けた規約の検討について

- 港湾関連データ連携基盤の利用開始にあたっては、利便性のみならず、安全性・信頼性を確保するため、運用ルールの明確化が必要となる。
- 他方、多様な関係者の利用が想定される中、各利用者と運用ルールを個別に調整することも非効率である。
- このため、想定される関係者との調整のもと、利用範囲や責任の所在等について予め明示しておくことを目的に、データ作成者、データ利用者及び基盤の運営者の間で包括的に適用される「規約」を整備することとする。



規約(案)の構成

- 港湾関連データ連携基盤利用規約(案)の構成については、以下のとおり。
- 今後、法律関係者にも相談しつつ、国土交通省港湾局において規約(案)を作成し、必要に応じて推進委員会・WG構成員にも確認しながら、2020年度内に規約を確定させる予定。

【規約(案)の構成】

第1条	(適用)	第17条	(規約の解除)
第2条	(定義)	第18条	(港湾関連データ連携基盤からの退会)
第3条	(会員となりうる者の区分等)	第19条	(会員の地位または権利義務の譲渡)
第4条	(港湾関連データ連携基盤の利用許諾)	第20条	(港湾関連データ連携基盤運営者の地位 または権利義務の譲渡)
第5条	(利用料及び納付方法)	第21条	(データの保全・復旧)
第6条	(作成データの共有方法)	第22条	(本サービスの提供の中止等)
第7条	(共有データに関する適切な取得及保証/非保証)	第23条	(サービス利用上の注意事項)
第8条	(データ作成者によるデータ利用者へのデータ共有)	第24条	(禁止事項)
第9条	(データ利用者による共有データの利用)	第25条	(免責事項)
第10条	(データ利用者の共有データの管理責任)	第26条	(存続条項)
第11条	(港湾関連データ連携基盤運営者の運営責任等)	第27条	(完全条項)
第12条	(港湾関連データ連携基盤運営者等によるデータ活用)	第28条	(準拠法)
第13条	(責任の制限等)	第29条	(紛争解決)
第14条	(データ漏えい等の場合の対応及び責任)	第30条	(本規約の有効期間)
第15条	(秘密保持義務)	第31条	(本規約の改訂)
第16条	(個人情報の取扱)		

このうち、第5条(利用料及び納付方法)、第12条(港湾関連データ連携基盤運営者等によるデータ活用)については、今年度内に詳細が確定しないため、規約の内容を精査しつつ、必要に応じて細則を作成する方向で検討中。

概要

注) 以下の内容については現在、検討段階であるため、今後内容が変わる可能性がある。

○ 港湾関連データ連携基盤のデータやNACCSデータを集計・加工し、匿名化を行った上で、国際海上コンテナ輸送動向に関するデータの速報として公開。

1. データ項目 : 利用港湾、コンテナ本数 等

※特に、港湾関連データ連携基盤運営開始直後は、基盤に蓄積されるデータが少ないことが見込まれるため、NACCSのデータを活用しつつ、データを集計・加工、匿名化。基盤の利用状況等を踏まえて、将来的にデータ項目の拡充を検討。

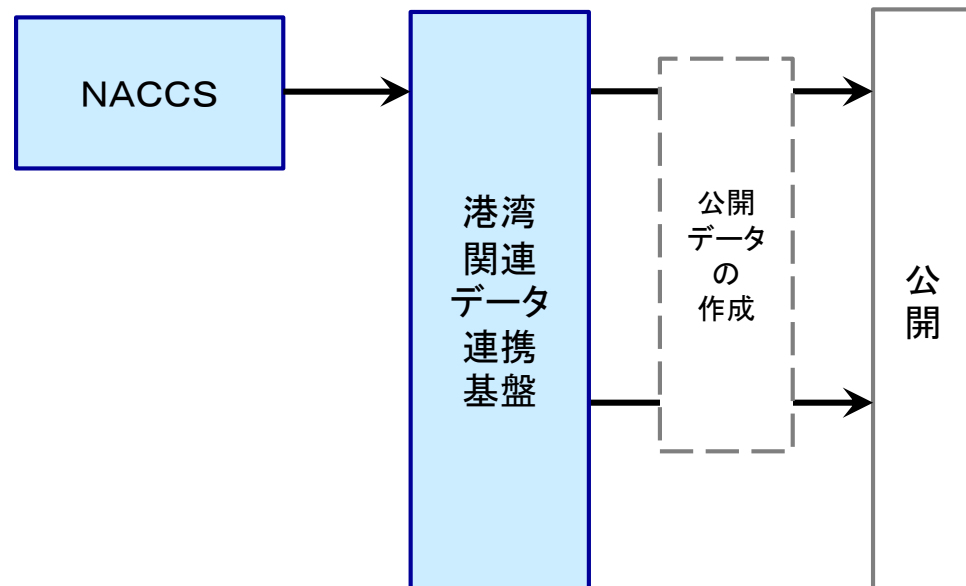
※データの収集および公開の方針について、関係者の意向を確認しながら実施する。

※特にデータの公開においては個社情報に十分配慮する。

2. 公開開始時期 : 令和4年度以降

※令和3年度以降に必要なシステム改修を実施。

3. データの公開イメージ



※データの公開方法等、その他の事項については今後検討予定。

※この他、基幹統計及び一般統計の作成等に資するデータの活用方策について、港湾関連データ連携基盤の管理・インフラ部門と連携しつつ検討。